

(参考様式第 32 号)

## 農地 使用貸借契約書

貸人及び借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、2 通作成して貸人及び借人がそれぞれ 1 通を所持し、その写し 1 通を農業委員会に提出する。

年 月 日

貸人(以下甲という。)住所  
氏名

借人(以下乙という。)住所  
氏名

### 1 使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表に記載する土地その他物件を貸し付ける。

### 2 使用貸借の期間

(1) 使用貸借の期間は、年 月 日から 年 月 日までの年間とする。

(2) 甲が使用貸借の満了の 1 年前から 6 か月前までの間に乙に対して更新しない旨の通知をしないときは、使用貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

### 3 修繕及び改良

(1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。

(2) 目的物の修繕は 乙 が行う。

(3) 目的物の改良は 乙 が行う。

(3) 乙は、甲の負担に属する必要経費を支出したときは、費用償還請求を行うことができる。

### 4 経常経費

(1) 目的物に対する租税は、( ) が負担する。

( 2 ) かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費は、原則として( )が負担する。

( 3 ) 農業災害補償法に基づく共済金は、( )が負担する。

( 4 ) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、( )が負担する。

#### 5 目的物の返還

乙は、使用貸借契約に定めた終期において、目的物を現状に復して返還する。

ただし、収穫期を経過しない毛上の作物があるときは、その収穫期の経過したときとする。また、天災地変等の不可抗力または通常の利用により霜害が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

#### 6 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

7 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

#### 別 表

物 件 の 表 示					備 考
大 字	字	地 番	地目(種類)	面積(数量)	

( 注 ) 4 の経常経費の負担区分については、双方が協議して、( )に甲または乙の文字を入れて契約書を作成する。